

## 1 年金 (年をとったときなどにもらうお金)

年金に入ってお金を払った人は、年をとったときや病気やけがで体などに障がいが出たときなどに、生活のためのお金をもらうことができます。

年金に入っていた人が亡くなったとき、家族がお金をもらうこともあります。

国の年金は2つあります。国民年金と厚生年金保険です。

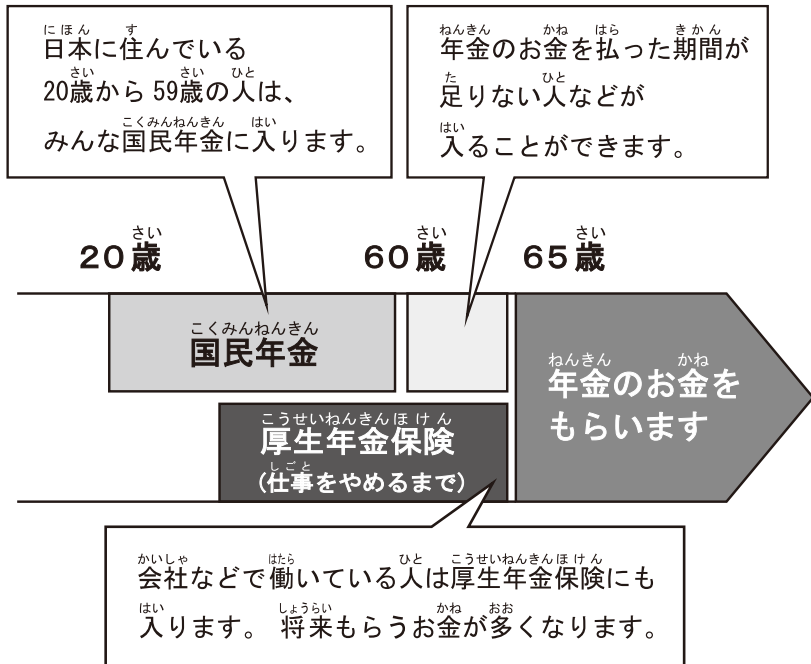
年金に入った人は、年金手帳をもらいます。手帳には、あなたの年金番号が書いてあります。年金のお金をもらうときなどに手帳が必要です。

なくなるときは、市役所の市民課や年金事務所でもう一度作ることができます。

み きし やくしよ し みん か  
三木市役所 市民課 ☎0794-82-2000

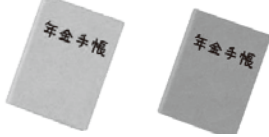
ねんきん だい やる  
ねんきんダイヤル ☎0570-05-1165 (自動音声)

あかしねんきんじむしょ  
(明石年金事務所)



## 1-1 国民年金

日本に住んでいる20歳から59歳の人は、みんな国民年金に入ります。  
国民年金の被保険者（加入者）は、次の(1)～(3)のグループに分けられます。



### (1) 「第1号被保険者」の人

国民年金だけに入っています。

自営業（会社に入らないで自分の店を持っている人など）や農業（米や野菜などを作る仕事）、漁業（魚などをとる仕事）をしている人、働いていない人、(2)と(3)以外の人

市役所の市民課で、国民年金に入るための手続きをします。

いくら払うか書いた手紙が家に届きます。

銀行や郵便局、コンビニエンスストアなどで払います。

### (2) 「第2号被保険者」の人

国民年金と厚生年金保険に入っています。

会社や工場、店などで働いている人で、会社など（事業主）が入る手続きをします。

毎月、会社などが年金のお金を払います。半分はあなたの給料から、半分

は、会社のお金から払います。

### (3) 「第3号被保険者」の人

国民年金だけに入っています。

厚生年金保険などに入っている人（「第2号被保険者」）に扶養されている配偶者（妻や夫）です。

国民年金に入る手続きは、国民年金第2号被保険者が働いている会社でします。自分でお金は払いません。

## ○ 「国民年金」でもらうことができるお金（年金）

もらうことができるかどうか、市役所の市民課、厚生年金事務所などに聞いてください。

### ① 65歳からもらう「老齢基礎年金」

- ② 体などに障がいがある人がもらう「障害基礎年金」
- ③ 年金に入っていた人が亡くなったとき、家族がもらう「遺族基礎年金」
- ④ 年金に入っていた人が亡くなったとき、家族がもらう「死亡一時金」
- ※「遺族基礎年金」と「死亡一時金」を両方もらうことはできません。
- ⑤ 年金に入っていた夫が亡くなったとき、妻がもらう「寡婦年金」

## 1-2 厚生年金保険

会社や工場、店などで決まった時間以上働いていて、70歳になっていない人が入ります。入るときの手続きは会社がします。

払うお金は、毎月の給料で決まります。会社などが払います。払うお金の半分はあなたの給料、半分は会社のお金から出します。

- 「厚生年金保険」でもらうことができるお金（年金）
- もらうことができるかどうか、明石年金事務所に聞いてください。



- ① 年をとったときにもらう「老齢厚生年金」
- ② 体などに障がいがある人がもらう「障害厚生年金」
- ③ 年金に入っていた人が亡くなったとき、家族がもらう「遺族厚生年金」

## 1-3 脱退一時金(国に帰るときにもらうことができるお金)

日本の年金をやめて自分の国へ帰る人は、お金をもらうことができます。

お金をもらうことができる人は、次の①～⑤の全部が必要です。

- ① 国民年金や厚生年金保険のお金を、それぞれ6か月以上払った
- ② お金を払った期間が9年11か月以内
- ③ 引っ越すときの「転出届」(P4)を市役所に出して、日本に住居がなくなった。
- ④ 会社などが厚生年金保険をやめる手続きをした。
- ⑤ 「障害基礎年金」や「障害厚生年金」のお金をもらっていない。
- ※「障害基礎年金」や「障害厚生年金」は、体などに障がいがある人がもらう年金です。

## 2 介護保険（年をとって介護が必要になったときの制度）

介護保険に入ってお金を払った人は、年をとったり、特別な病気になったりして、介護（食事や風呂など毎日の生活の手伝い）が必要になったとき、サービスを受けることができます。

40歳以上で、3か月を超えて日本で生活する場合は、介護保険に入ります。

保険料は医療保険の保険料のお金と一緒に払います。

65歳以上の人は、あなたがもらう年金から介護保険のお金を引きます。年金から引けない人は、手紙が届くので、銀行や郵便局などで払ってください。

### ○ 介護サービスの利用

- 65歳以上の人や40歳以上で特別な病気になった人で、介護が必要だと思ったら、市役所の介護保険課か健康福祉課（吉川健康福祉センター）に行って、どのくらい介護が必要か調べてもらいます。
- どんな介護サービスを利用するかを専門の人（ケアマネジャーなど）に相談します。介護サービスが決まったら、利用を始めます。

三木市役所 介護保険課 ☎0794-82-2000  
健康福祉課（吉川健康福祉センター） ☎0794-72-2210



## 3 児童福祉（子どものためのお金）

### 3-1 児童手当

日本で子どもを育てている人は、子どもが15歳になって中学校を卒業するまでお金をもらうことができます。

子どもが生まれたときや引っ越ししたときに、市役所の子育て支援課か、吉川支所の市民生活課に申し込みます。（P24）の児童手当を見てください。

三木市役所 子育て支援課 ☎0794-82-2000  
吉川支所 市民生活課 ☎0794-72-0180



### 3-2 児童扶養手当

離婚などが理由で、一人で18歳までの子どもを育てている人や、障がいのある20歳までの子どもを育てている人は、お金をもらうことができます。

市役所の子育て支援課に申し込みます。給料などが決まった金額より多い人は、お金をもらえません。詳しいことは、市役所の子育て支援課か吉川支所の市民生活課に聞いてください。

### 3-3 特別児童扶養手当

障がいのある子どもを育てている人は、子どもが20歳になるまでお金をもらうことができます。市役所の子育て支援課に申し込みます。  
給料などが決まった金額より多い人は、お金をもらえません。  
詳しいことは、市役所の子育て支援課か吉川支所の市民生活課に聞いてください。

### 3-4 障害児福祉手当

特に重い障がいがある、食事や風呂など生活の手伝いをしてもらう必要がある子どもは、20歳になるまでお金をもらうことができます。市役所の障害福祉課に申し込みます。給料などが決まった金額より多い人は、お金をもらえません。  
詳しいことは、市役所の障害福祉課か健康福祉課（吉川健康福祉センター）に聞いてください。

三木市役所 障害福祉課 ☎0794-82-2000  
健康福祉課（吉川健康福祉センター） ☎0794-72-2210

## 4 障害福祉（障がいのある大人や子どものためのサービス）

### 4-1 手帳

障がいのある人は市役所の障害福祉課で「手帳」をもらうことができます。  
サービスを利用するときに「手帳」を見せます。払う税金が少なくなる場合や、バスや電車、タクシーなどの料金が安くなる場合があります。

三木市役所 障害福祉課 ☎0794-82-2000  
健康福祉課（吉川健康福祉センター） ☎0794-72-2210

### 4-2 もらう手帳の名前

体に障がいがある人 「身体障害者手帳」  
知能に障がい（発達の遅れ）がある人 「療育手帳」  
心に障がいがある、毎日の生活が難しい人 「精神障害者保健福祉手帳」

### 4-3 障がい者・障がい児への行政サービス

障がいのある人の生活や勉強、仕事などがしやすくなるように、食事や風呂などの手伝いや身体を動かす訓練など、いろいろなサービスがあります。詳しいことは、市役所の障害福祉課か健康福祉課（吉川健康福祉センター）に聞いてください。

#### 4-4 特別障害者手当

特に重い障がいがある、食事や風呂など生活の手伝いをしてもらう必要がある20歳以上の人は、お金をもらうことができます。給料などが決まった金額より多い人は、お金をもらえません。

詳しいことは、市役所の障害福祉課か健康福祉課（吉川健康福祉センター）に聞いてください。

#### 5 生活保護（生活のお金が足りないとき）

仕事や貯金などがなくて、生活のお金が足りない家族は、必要なお金をもらうことができます。（永住者、日本人の配偶者、永住者の配偶者、定住者などの活動制限のない人）詳しいことは、市役所の福祉課に聞いてください。

三木市役所 福祉課 ☎0794-82-2000

生活保護



#### 5-1 生活保護を受けることができる人

- 貯金や収入がない人
- 貯金が無く、仕事を探しても見つからない人

#### 5-2 どんなお金がもらえるの

- 毎日の生活に必要なお金（食べ物、服、電気や水道、ガスなど）
- 住んでいるアパートなどの家賃
- 子どもが小学校と中学校で勉強するためのお金
- 病気やけがのとき、病院に払うお金
- 年をとった人が介護サービスを利用するためのお金
- 子どもを生むためのお金



#### 6 生活困窮者自立支援制度（生活に困ったときの相談）

お金や仕事などで困っている人は、市役所の福祉課に相談してください。

どうすれば安心して暮らせるか、一緒に考えます。

三木市役所 福祉課 ☎0794-82-2000